

○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の効力の一部停止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力を停止とする。

令和8年2月10日

石川県知事 馳 浩

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称及び所在地	効力発生年月日	停止となる指定の効力の内容	サービスの種類
1721300281	オリジナルサポート株式会社	住まいるハウス 石川県野々市市新庄1丁目70番地	令和8年3月1日	1年間 新規利用者の受け入れ停止、 6か月間 報酬支払額の制限7割(3割減算)	共同生活援助